

裁判員制度導入以前における日本の死刑制度の賛否に関する世論の分析

—— JGSS累積データ2000-2001における死刑反対の根拠について ——

山 本 博 子

1 本論の目的と問題背景

1-1 目的

多くの先進資本主義諸国が死刑制度を廃止しているなか、わが国がいまだに死刑制度を存置している根拠として、政府は公的統計における過半数の国民からの支持をあげているという⁽¹⁾。死刑制度の存置は、民主主義国家にふさわしく国民の総意を反映したものだというわけである。

しかしながら、死刑制度の賛否は民間レベルの調査でもくりかえし質問されているほど国民の関心が高く、かつつねに物議をかもしているテーマである。わが国には、少数派とはいえ、死刑制度に反対する者も根強く存在しているためである。少数派がいつまでも多数派によって主張を押し殺されているとはかぎらない。フランスのように死刑賛成者が大半を占めていた国家であっても、少数派が政権を掌握した結果、むしろ「世論を導く」形で死刑制度を廃止した前例さえあるのである⁽²⁾。

死刑制度の存廃が決定されるには、その決定によってもたらされる社会的影響を予想し、かつ主張の根拠にまで遡及して慎重に検討を重ねなければならない。法律の改正をとまなう死刑廃止に関しては、なおさらである。死刑反対者たちの主張が客観的にみて妥当であれば、死刑を支持する多数派をも説得できるはずである。ここでいう客観的に妥当する主張とは、実証的に事実と確認された、死刑に関する知識や情報に基づくものをさす。

⁽¹⁾ 吉田 2004: 162

⁽²⁾ フランスでは、1981年に社会党ミッテラン政権のもとで死刑が廃止された。それ以前のIFOP（フランス世論研究所）による1972年の調査では、死刑賛成者が63%、反対者が27%、無回答が10%であった（伊藤・木下 1992: 59）。

本論では、JGSSデータを用いて、計量的研究の観点から死刑反対者の主張の根拠が法律改正に導くだけの客観的妥当性を有しているか否かを問いたい。なお、2009年の裁判員制度導入以前と以後とでは母集団の、死刑制度に関する知識量や意識が異なると考えられる⁽³⁾ため、今回の考察対象は導入以前のデータに限定する。

1-2 問題背景

NGO法人Amnesty Internationalの調査によれば、2009年現在における法律上あるいは事実上の死刑廃止国は139ヶ国、それに対して死刑存置国は58ヶ国である⁽⁴⁾。死刑存置国であるわが国では、1948年の最高裁判決で死刑が合憲と判断されて以来態度を変えてはおらず、2008年7月現在の死刑確定囚数は105名、1993年3月26日以降の死刑被執行者は70名にのぼっている⁽⁵⁾。このように依然として死刑執行を続行するわが国に対して、2007年には国連総会が死刑執行の停止、2008年には国連人権理事会が死刑制度の廃止を求めたが、わが国はどちらも受諾してはいない。

むろん、この状況下にあつて死刑反対者も黙認しているわけではない。2009年に超党派の「死刑廃止を推進する議員連盟」が法務大臣に死刑執行停止を求める要望書を提出するなど、死刑存廃に関する議論はますます過熱化する傾向にある。

とはいえ、死刑存廃に関して合理的な議論が成立するほど、わが国では死刑についての正確な情報が国民に対して開示されているといえるであろうか。Johnson, D. T.は日本の死刑賛成率が高いのは死刑の密室性に由来していると指摘した⁽⁶⁾が、そのような状況下にあつても死刑の現状把握に努め、より合理的な判断を下そうと心がけている反対者はどれほどいるのだろうか。それを知るには、統計調査の結果を考察する必要がある。

⁽³⁾ 裁判員制度導入によって、国民の死刑制度に対する関心はますます高まり、それにとまって死刑に関する情報量も増加すると予想される。後述するとおり、死刑に関する知識量が死刑制度に対する態度に影響を及ぼすというMarshallの仮説によれば、情報量の増加にとまって死刑に反対する者が増え、その主張根拠も変化すると考えられる。

⁽⁴⁾ 最新情報については、Amnesty International 2009を参照のこと。

⁽⁵⁾ 無限回廊 2009

⁽⁶⁾ Johnson 2007

2 先行研究および既存の統計調査

2-1 海外の先行研究

わが国にはまだ多変量解析を用いた死刑に関する計量的研究はなされていないが、わが国と同じく死刑存置国である合衆国には、先行研究および成果が数多く存在する。しかし、本論のテーマである死刑反対の主張根拠に焦点をしばった研究は見当たらない。本論の目的を遂行するにあたって、まずは反対者の主張の根拠となりうる事柄に関連した代表的な研究および研究成果を概説し、それらを参照することにする。

①宗教との関連に関する研究

宗教は、死刑に関する世論調査でよく用いられる変数である。2007年現在、国民の約80%がキリスト教徒である⁽⁷⁾。合衆国では、カソリック、プロテスタントといった特定の宗派が説明変数として投入された調査研究が多い。同じキリスト教徒でも、信仰する宗派によって死刑賛否の比率は異なる。

一般的に、カソリック教徒は死刑制度に賛成しない傾向があり⁽⁸⁾、ファンダメンタリストは賛成する傾向がある⁽⁹⁾といわれている。

②被害経験との関連に関する研究

多くのアメリカ人には、犯罪被害の経験者は非経験者よりも保守的な政治意識をもち、厳罰化志向があるという先入観がある。この先入観から導出されたのが、被害 *mugging* のテーゼである⁽¹⁰⁾。

しかし、Applegate, B. K.は既存の調査では一般的に被害のテーゼを支持するような結果が得られていないと指摘している⁽¹¹⁾。Unnever, J.D.らによれば、1989年以前のデータにおいては被害経験の有無と死刑賛否との間に統計的有意性が認められず、1989年以降のデータにおいてはむしろ逆に被害経験者の死刑賛成率は非経験者のそれよりも低く、かつ彼らには厳罰化志向も保守的傾向も認められなかったという⁽¹²⁾。さらに、Stack, S.は

⁽⁷⁾ Pew Research Center 2009

⁽⁸⁾ Soss et al. 2003

⁽⁹⁾ Young 2000

⁽¹⁰⁾ Unnever, Cullen and Fisher 2007: 311

⁽¹¹⁾ Applegate 1997; Unnever, Cullen and Fisher 2007: 312より引用

⁽¹²⁾ Unnever, Cullen and Fisher 2007: 326

2003年の調査において、被害経験者は非経験者より犯罪取締の強化を望みはするが、その被害経験と死刑賛成率との間に有意な関連がないことを確認している⁽¹³⁾。

③人種との関連に関する研究

人種のつばと形容される合衆国の調査においては、人種はつねに重要なコントロール変数として扱われている。アメリカ人の犯罪被害経験と黒人に対する優遇政策反対との間には有意な関連が認められており、この場合には前述した被害のテーゼが若干あてはまるという⁽¹⁴⁾。

Soss, J. らは、アメリカ人の死刑賛成率の高さと黒人に対する偏見との間に強い関連があると結論づけている⁽¹⁵⁾。Bobo, L. らもまた、黒人によって自分たちの特権が脅かされると感じている人種主義的な白人は厳罰化志向が強いと報告している⁽¹⁶⁾。いっぽう、偏見にさらされ、社会的に弱い立場におかれている黒人は、一般的に死刑に賛成しない傾向がある⁽¹⁷⁾。

④知識量との関連に関する研究

1972年ファーマン対ジョージア事件連邦の最高裁判決において、死刑制度が違憲とされた際に、合衆国最高裁判事Marshall, T.は合衆国国民の死刑制度に関する無知さ加減を指摘したうえで⁽¹⁸⁾、死刑に関する知識が賛否に影響をおよぼすと仮定し、Marshallの仮説を立てた。その仮説とは、以下のとおり⁽¹⁹⁾である。

- i) 死刑支持は死刑に関する知識量と反比例の関係にある
- ii) 人を死刑に関する情報にさらすと、死刑に反対する感情が生まれる
- iii) 応報的な思想の持主を死刑に関する情報にさらしても、何の効果もない

なお、ここでいう死刑に関する知識とは処刑方法、誤認逮捕・誤判の可能性などをさす。Marshallの仮説を検証した代表的な研究としては、Unnever やCochranらによるものがある。Cochranらの調査によって、回答者の死刑に関する知識量が増すにつれて、死刑反対へと意見が変化する者が増加することが認められ、⁽²⁰⁾ Marshallの仮説の正しさが

⁽¹³⁾ Stack 2003

⁽¹⁴⁾ Unnever, Cullen and Fisher 2007

⁽¹⁵⁾ Soss et al. 2003

⁽¹⁶⁾ Bobo and Johnson 2004

⁽¹⁷⁾ Unnever and Cullen 2005; Unnever, Cullen and Fisher 2007ほか

⁽¹⁸⁾ Furman v. Georgia 1972

⁽¹⁹⁾ Cochran and Chamlin 2005: 574より引用

⁽²⁰⁾ Cochran, Chamlin and Sanders 2006

立証されたが、そのいっぽうで、応報的な思想の持主であっても死刑に関する知識量が増加するにしたがって死刑に反対しやすくなることが予想に反して確認されたことから、iii) のみが棄却された⁽²¹⁾。

⑤犯罪抑止力との関連に関する研究

多くの死刑賛成者がその主張の客観的根拠としているのが、死刑による犯罪抑止力である。しかし、Sellin, T.は合衆国の死刑存置州と廃止州との殺人率の比較調査により、死刑には犯罪抑止力がないと結論づけた⁽²²⁾。とはいえ、このSellinの説にも異論を唱える者が多い⁽²³⁾。

これ以降も、2003年のエモリー大学のDezhbakhsh, H.らによる調査研究⁽²⁴⁾など、死刑存置による犯罪抑止効果については数多くの計量的調査が実施され、犯罪抑止力の有無に関する議論がなされてきた。また、坂元は社会心理学の立場から死刑存置および死刑報道がむしろ犯罪を促進するとする脱感作説ないしは残忍化説を唱えている⁽²⁵⁾。現在にいたるまで、抑止効果説、抑止無力説、残忍化説の三つ巴の議論が絶え間なくくりひろげられているわけである。

また、反対者が死刑に代替する刑罰として挙げている終身刑についても、場合によっては死刑より残酷で犯罪抑止効果があるとする説が存在する⁽²⁶⁾。死刑が他の刑罰よりも有効に犯罪を抑止するか否かを決定する科学的証拠は、いまだに得られていないのが実情である。

以上の先行研究の成果により、死刑反対の主張根拠を①からⅠ-a宗教および思想への信奉、他者との関係が問題となる②および③からはⅠ-b₁ 他者に対する理解とその良心への信頼、あるいはたえず他者からの差別・偏見にさらされたⅠ-b₂社会的弱者であること、④および⑤からⅡ死刑に関する知識に基づいた批判的見解と分類する。Ⅰ-aおよびⅠ-b₁、Ⅰ-b₂は主張を個人の心情に還元する志向性、Ⅱは主張に客観的妥当性を求める志向性が認められる主張根拠である。

⁽²¹⁾ Cochran and Chamlin 2005

⁽²²⁾ Sellin 1977

⁽²³⁾ たとえば、Acker, J. A. は1980年の調査では存置州と廃止州の間では刑務所内での殺人率に違いが認められなかったと報告している (Acker 1985)。

⁽²⁴⁾ Dezhbakhsh and Shepherd 2006

⁽²⁵⁾ Sakamoto et al. 2003

⁽²⁶⁾ 石塚2003: 13

2-2 日本における統計調査

多変量解析を用いた死刑制度に関する先行研究のないわが国においても、死刑制度の賛否に関する世論調査は今まで何度も実施されてきた。それらの調査は、一般国民対象のものと特定の対象者にのみ実施されるものとに二分される。前者は総理府（2001年に内閣府に統合）およびJGSSが実施した調査であり、後者は多くの場合、民間の専門機関がそのメンバーに限定して実施した調査である。

今まで実施された死刑制度の賛否に関する調査研究（三者択一）の結果は、以下のとおりである。なお、今回の調査で用いるJGSSデータと東京弁護士会が1994年に実施した調査（六者択一のため）は省略している。

表 1. 死刑に関する世論調査結果 単位%

実施年および機関・団体	存置	廃止	その他
対象者が限定された調査			
1953年 日弁連	61.7	36	2.3
1956年 毎日新聞	59.3	23.8	15.5
1966年 神奈川大学	54.1	33	12.9
1969年 菊田ゼミ	68	27	5
1970年 国学院大学	57.6	32.2	10.2
1972年 サンケイ新聞	53.5	30.2	16.2
1976年 立教大学	42	31	27
1977年 サンケイ新聞	61	19	20
1980年 東京弁護士会	60.4	39.6	
1982年 朝日新聞	76	19	5
1983年 NHK	70.2	13.4	16.4
1985年 JCCD	63.4	35.9	0.7
1989年 明治大学犯罪学研究室	50.8	43.6	6.5
全国規模で対象者が無作為に抽出された調査			
1956年 総理府	65	18	17
1967年 総理府	70.5	16	13.5
1975年 総理府	56.9	20.7	22.4
1980年 総理府	62.3	14.3	23.4
1989年 総理府	66.5	15.7	17.8
1994年 総理府	73.8	13.6	12.6
1999年 総理府	79.3	8.8	11.9
2004年 内閣府	81.4	6	12.6

注：Amnesty International, 1991（邦訳：37）の表に内閣府（総務府）が1994年、1999年、2004年に実施した調査結果を論者が加筆した。なお、1980年東京弁護士会による調査の回答は二者択一であった。

一般対象、特定機関メンバー対象を問わず、いずれの結果も死刑に賛成する者が反対する者を数量的に上回っていることがわかる。特に、総理府の調査では、賛成の割合が2004年で81.4%にまで増加している。これは、この間にオウム真理教による地下鉄サリン事件や光市母子殺人事件などの凶悪な殺人事件が続発した影響と考えられる。

それに対して、法曹界メンバーを対象とした調査では、年を追うごとに賛成率が減少している。さらに、六者択一となった東京弁護士会による1994年の調査では、はじめて反対が過半数を超えた⁽²⁷⁾。ただし、この調査はもともと刑法改正を意図したものであり、計量調査の要件である無作為性、中立性に著しく欠け、かつ法律に詳しい特定の集団を対象としたクローズドな調査であることを付記しておかなければならない。

本論で確認したいのは、日本国民全体を母集団とし、なおかつそのなかで死刑反対を主張する者が掲げる根拠が客観的妥当性を有するか否かなのである。本論の目的を追及するためには、回答者の死刑に関する主張根拠に関連した設問が盛り込まれ、かつ全国から無作為に抽出されたデータでなければならない。

JGSS以外の先行調査のなかで上記の条件にもっとも合致し、かつ裁判員制度が採択される以前のデータは、総理府が1999年9月に実施した世論調査である。この世論調査は標本（全国の20歳以上の男女）、抽出法（層化2段無作為抽出法）ともJGSSと共通しているため、のちのJGSSデータ分析の参照としたい。この死刑に関する調査は、死刑制度及び犯罪の処罰に関する国民の意識を調査し、刑事司法に関する施策等を検討する際の参考資料とするのを目的とする。その調査票は、性別、年齢、職種などの基本的属性と死刑存置の賛否のほかに、廃止あるいは存置理由、将来の廃止の賛否、犯罪抑止効果、メディアによる事件報道に対する関心、被疑者および被害者の人権意識を問うものである⁽²⁸⁾。

この調査項目のうち、本論のテーマと密接な関連がある死刑廃止の理由をとりあげてみたい。下表の内訳は、すべて1999年度調査のものである（20歳以上の国民を層化2段無作為抽出法で抽出、有効回答数3600名 男性: 1623名、女性: 1977名）。

⁽²⁷⁾ 1993~4年に東京弁護士会会員（男性3131名、女性252名）に対して実施された調査。回収総人数は1264名（男性1159名、女性96名、不明9名）、配布数に対する回収率37.33%である。死刑制度の賛否については、六者択一となっており、その内訳は無条件廃止18.4%、条件付廃止42.7%、条件付存置19.8%、無条件存置12.5%、意見保留5.6%、その他1.0%である。弁護士を対象とする調査としてははじめて廃止＝死刑反対（条件付をふくめる）が過半数をこえ、刑法の改正を必要とする意見は81.1%と圧倒的多数だったという（東京弁護士会 1994: 16）。

⁽²⁸⁾ 内閣府大臣官房政府広報室1999

表2. 死刑存廃理由（1999年度総理府調査）
（多重回答方式 Nは理由ごとの有効回答総数）

死刑制度を廃止する理由	%
(ア) 人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮である	35.1
(イ) 国家であっても人を殺すことは許されない	44.3
(ウ) 裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかない	37.3
(エ) 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性がある	33.2
(オ) 死刑を廃止しても、そのために凶悪な犯罪が増加するとは思わない	27.2
(カ) 生かしておいて罪の償いをさせた方がよい	38.9
その他	0.6
わからない	0.3
N %	316 217.1
死刑制度を存置する理由	%
(ア) 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ	49.3
(イ) 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない	48.6
(ウ) 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える	48.2
(エ) 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険がある	45
その他	0.6
わからない	0.9
N %	2885 192.6

上表の死刑廃止理由のうち、(ア)と(イ)は殺人を禁じる宗教的教義あるいは人道主義的思想の存在、(ウ)は誤判の懸念、(エ)は他者の善意に対する絶対的な信頼、(オ)は死刑存置による犯罪抑止力への疑念、(カ)は死刑代替刑の存在の主張と関連している。

2.1海外の先行研究の成果から導出された死刑反対の根拠の分類にしたがえば、(ア)と(イ)はⅠ-a宗教あるいは思想への信奉、(エ)はⅠ-b₁他者に対する理解とその良心への信頼、(ウ)と(オ)と(カ)はⅡ死刑に関する知識に基づいた批判的見解に属する。なお、Ⅰ-b₂社会的弱者であることにそのまま該当する理由はない。

この1999年総理府調査の結果からは、知識や情報に基づいた判断を下している回答者も比較的多いと思われるが、クロス表分析以上の統計的処理は施されてはおらず、使用された変数間の影響が確認できていないため、この表2のみでは日本の死刑反対者の主張がおもにどの根拠に基づいているのかについての判断は下すことはできない。

3 分析の手順

前述したように、本論の趣旨に適合するデータとして、2004年裁判員制度採択以前に調査が実施され、かつ全国規模の対象者から回答を収集したJGSSデータを選択する。JGSSデータは、総務府調査の標本抽出方法が極めて近似している（全国の20歳以上男女、層化2段無作為抽出法）。JGSSデータのなかから死刑賛否に関連する変数を選んで、分析に用いることにする。

3-1 本論で使用するデータと仮説設定

3-1-1 使用するデータ

分析に用いるデータとしては、まだ裁判員制度に関する議論がさほど活発にくり広げられておらず、かつ先で挙げた総務府調査の実施年に近い2000年および2001年のJGSSデータが適切と思われる。いずれのデータも面接調査と留置票からなり、日本全土に居住する満20～89歳の男女（母集団）から層化二段無作為抽出法により、4500名を調査対象として抽出している。JGSS 2000は2893名（回収率64.9%）、JGSS 2001は2790名（同62.4%）から有効回答を得ている。

なお、この両年度のデータは重複する調査項目が多く、また下表の死刑制度の賛否の度数分布をみても、極めて近似しているといえる。

表3. JGSS各データにおける死刑制度の賛否の度数分布表

（単位 % nはカテゴリー別の有効回答数）

	賛成	%(n)	反対	%(n)	わからない	%(n)	無回答	%(n)	合計	%(N)
2000年	58.4%	(1710)	11%	(299)	30.2%	(874)	0.4%	(10)	100%	(2893)
2001年	59.1%	(1628)	10.3%	(308)	30.2%	(842)	0.3%	(12)	100%	(2790)
2000年+2001年	58.7%	(3338)	10.7%	(607)	30.2%	(1716)	.4%	(22)	100%	(5683)

そのため、本論では、この2つのデータを統合し、総計5683名（男性2601名、女性3082名）のデータを分析対象とする。

3-1-2 分析で使用するJGSS設問と仮説設定

従属変数 死刑制度の賛否（留置調査票）を従属変数とする。この項目は「あなたは、死刑制度に賛成ですか、反対ですか」であり、回答は「1.賛成」、「2.反対」、「3.わからない」の3つのカテゴリーのうち1つを選択することになっている。

死刑反対者に焦点をしばった本論では、このうちの「2.反対」を中心に考察する。

仮説設定 先行研究から導出された死刑反対の根拠 I -a、I -b₁、I -b₂、II がわが国においても妥当するか否かを確認するために、各々に対応した仮説を立てることにする。

まず、I -a宗教あるいは思想への信奉に対応する仮説は

仮説1 なんらかの宗教や思想を信奉していると、死刑に反対しやすい

I-b₁ 他者への信頼と理解に対応する仮説は

仮説2 他者の善意を信じ、他者に対して寛容であると、死刑に反対しやすい

I-b₂ 社会的弱者であることに对应する仮説は

仮説3 社会的弱者は、死刑に反対しやすい

II 死刑に関する知識に基づいた批判的見解に対応する仮説は

仮説4 死刑に関する知識があると、死刑制度に批判的になり、死刑に反対しやすいとなる。

独立変数 設定した仮説にあわせた独立変数をあげる。なお、分析するにあたって再分類した変数は下表のとおりである。なお、必要な場合を除いて「無回答」と「非該当」は欠損値とする。

表4. 再分類した変数の一覧表

変数名	カテゴリー
年代別	10 歳毎に分類
学歴	1 中卒(旧制小学・新制中学)、2 高卒(旧制中学・新制高校)、3 短大卒(旧制高校・短大・高専)、4 大卒(大学・大学院)
職業	1 上層ホワイト、2 下層ホワイト、3 ブルーカラー、4 農林漁業、5 無職
信仰宗教	1 ある(ある)、2 ない(特にないが家の宗教はある、ない)
最近の判決	1 非厳罰化志向(厳しすぎる、少し厳しすぎる)、2 適当である、3 厳罰化志向(もう少し厳しくすべきだ、もっと厳しくすべきだ)、4 わからない(わからない)
被害経験	0 ない、1 他人からの暴行・空き巣・強盗等のいずれか 1 回経験、2 2 回以上経験

注：() の中は再分類前のカテゴリー

まず、先行研究で死刑賛否との間に有意な関連が認められた回答者の基本的属性を示す変数をあげる。その変数とは、性別⁽²⁹⁾、正の相関が認められた年代別⁽³⁰⁾、市郡規模⁽³¹⁾、負の相関が認められた学歴⁽³²⁾、職業⁽³³⁾（職種を『基礎集計表・コードブックJGSS-2005』の職業コードに基づいて再分類）、世帯収入レベル⁽³⁴⁾である。

⁽²⁹⁾ Stack 2000; Soss, et al. 2003ほか。いずれの結果も女性に比べて男性の賛成率が高い。

⁽³⁰⁾ Stack 2000

⁽³¹⁾ Sampson and Bartusch 1998ほか。都市部の住人はより小規模の地域の住人よりも死刑を望まない傾向が認められる。

⁽³²⁾ Payne et al 2004

⁽³³⁾ 法的知識が必要な職業に就いている者や大学教員に反対者が多い。前者については藤吉 1990: 151、後者については西村 1993: 166を参照のこと。

⁽³⁴⁾ 死刑執行に要する費用の関係で収入と死刑賛否が反比例するという説（Soss et al. 2003）と低収入者が賛成する割合が高いという説（Stack 2003）が存在する。高収入者は一般的に高額納税者であることが多いため、この層の賛成者には囚人の収監費用等に彼らの納税が使われるとの思い込みにより、賛成に投じている者がいる可能性がある（Ellsworth and Ross 1983=1984: 117）。

これらの変数のほかに仮説1では、先行研究でも取り上げられた宗教や思想に関する変数を入れる。国教のないわが国においては特定の宗教に限定すると分析が可能となるほどの回答数が得られないため、信仰する宗教の有無⁽³⁵⁾を選ぶ。また、熱心に死刑廃止を訴える団体が少なからず存在し、そうした団体に反対者が参加している可能性があること⁽³⁶⁾から組織への所属：市民運動（以下、市民運動と略記）、先行研究において統計的有意性が認められた政治意識⁽³⁷⁾（保革5段階）（以下、政治意識と略記）を中心にみる。

仮説2では、回答者の犯罪者への寛容度を示す変数および他者への評価を示す変数を中心にみる。前者は先行研究で統計的有意性が認められた最近の判決⁽³⁸⁾、後者は人間観：人間の本性⁽³⁹⁾（以下、人間の本性と略記）である。また、被害のテーゼの妥当性を確認するために、暴行をうけた経験、空き巣被害経験、強盗等の被害経験の3つの変数を統合して用いた。統合するに際して、まず暴行の加害者（1家族から、2他人から、3両方から）を参照にして、暴行をうけた経験を他人あるいは両方からの暴行に限定して他人からの暴行の有無（1はい、2いいえ）と変換し、空き巣被害経験、強盗等の被害経験とひとまとめにした。さらに、これらすべてを経験している者はきわめて稀なため、2回経験した者と統合し、被害経験（0ない、1他人からの暴行・空き巣・強盗等のいずれか1回経験、2他人からの暴行・空き巣・強盗等のいずれかを2回以上経験）という変数を作成した。

仮説3では、総理府が実施した調査においては反対理由のなかにはなかったが、あえて社会的弱者に関連する変数を中心にみる。単一民族国家とされているわが国では人種を問う項目がないため、その代替として資本主義国家における弱者を示す職業（無職）および世帯収入（「平均よりかなり少ない」）を選ぶ。

仮説4では、回答者の客観的知識に基づいた死刑制度に対する批判的見解を示す変数を中心にみる。その変数とは、先にあげた政治意識のほかに体制変動への積極的な働きかけの度合を示す市民運動および国民と政治のかかわり：市民の影響力（以下、市民の影響力と略記）、時事や訴訟問題に関する知識を要する設問である最近の判決である。また

⁽³⁵⁾ Unneverらの調査（Unnever, Cullen and Bartkowski 2006）をみると、強い意志と信念の持主は死刑賛否を明確に表明する者が多いように思われる。教義やその解釈によっては、むしろ死刑に賛成する場合も考えられる。本仮定の趣旨は、強い信念のベースにあるとされる信仰を有する者のなかで「反対」を表明する者について調査することである。

⁽³⁶⁾ フォーラム90実行委員会、死刑反対アジアネットワークなど死刑反対を趣旨とする団体のほか、労働組合、日弁連、国会議員の有志からなるグループ活動がある。

⁽³⁷⁾ Cullen, Fisher and Applegate 2000ほか。政治意識が保守的な者ほど死刑制度を支持する傾向がある。

⁽³⁸⁾ 死刑賛成者にはやや厳罰化志向が認められる（Unnever, Cullen and Fisher 2007）。

⁽³⁹⁾ 石井 2004: 218 石井は性悪説をとる者は厳罰化、性善説をとる者は非厳罰化の志向があると結論づけたが、これは「論理的に説明できない」としている。

Marshallの仮説にしたがえば、誤認逮捕・誤判の可能性が認知されると死刑反対者が増加すると考えられる⁽⁴⁰⁾ ため、組織への信頼：裁判所（以下、裁判所への信頼と略記）および組織への信頼：警察（以下、警察への信頼と略記）、犯罪取締が強化されれば、誤認逮捕の増加を懸念すると仮定される⁽⁴¹⁾ ため、政府の支出：犯罪取締（以下、犯罪取締と略記）を加える。客観的知識に基づいて批判的な見解を示す者ならば、裁判所への信頼および警察への信頼に対しては「ほとんど信頼していない」、犯罪取締に対しては「多すぎる」と回答するものと期待される。犯罪取締は、裁判所への信頼ならびに警察への信頼に従属しうる変数と考えられるため、共変量として用いる。なお、犯罪抑止力や死刑代替刑については、まだ実証的な裏付けがないうえ、関連する変数がJGSSデータにはないため、本論では投入していない。

3-2 分析方法

表3で示されたとおり、60%近くの者が死刑制度の存置を望んでいるのがうかがえるのに対して、「反対」と答えた者はごく少数にとどまり、「わからない」と答えている者の数が「反対」をうわまわっている。これが、この設問の特徴である。本論では、死刑反対者の主張根拠が賛成者のそれと比較して合理的であるか否かの確認することを目的とするので、「わからない」⁽⁴²⁾ および「無回答」を欠損値とする。

まず多重クロス表分析で変数間の関連性を確認したうえで、ロジスティック回帰分析⁽⁴³⁾ をおこなう。

⁽⁴⁰⁾ Unnever and Cullen 2005

⁽⁴¹⁾ Amnesty Internationalは2001年4月に中国が犯罪取締を強化した結果、死刑囚が劇的に増加したことに関して、その多数に誤判の疑いがあると中国当局を非難している（Amnesty International 2001）。

⁽⁴²⁾ むろん、「わからない」は政治・社会問題に無関心で無知ゆえの回答ではない可能性も考えられる。たとえば、死刑判決のようなあまりに重大な問題に関して態度を決めかねる者がいるかもしれないのである。死刑賛否の「わからない」をそれ自体がひとつの政治的態度であり、意思だとする見解さえ存在する（Unnever, Cullen and Roberts 2005: 212）。

⁽⁴³⁾ 複数の独立変数から従属変数が出現する確率を予測するのを目的とする分析方法。ロジスティック回帰分析に用いる従属変数は質的データでなくてはならない。

4 分析

4-1 クロス表分析

各独立変数と死刑賛否とのクロス表分析結果は、下表のとおりである。

表5. 独立変数と死刑賛否とのクロス表分析結果

独立変数カテゴリー			賛成 % (n)	反対 % (n)	独立変数	カテゴリー	賛成 % (n)	反対 % (n)
性別	男		86.4% (1802)	13.6% (283)	政治意識	1 保守的	87.6% (290)	12.4% (41)
N=3945	女		82.6% (1536)	17.4% (324)	N=3854	2	86.9% (705)	13.1% (106)
			$\chi^2=11.170, df=1, **$			3	85.0% (1536)	15.0% (272)
年代別	20代		80.5% (393)	19.5% (95)		4	81.7% (590)	18.3% (132)
N=3945	30代		86.8% (474)	13.2% (72)		5 革新的	77.5% (141)	22.5% (41)
	40代		82.1% (545)	17.9% (119)	$\chi^2=17.595, df=4, **$			
	50代		83.4% (739)	16.6% (147)	最近の判決	非厳罰化志向	63.0% (17)	37.0% (10)
	60代		87.5% (665)	12.5% (95)	N=3931	適当	73.0% (259)	27.0% (96)
	70代		86.8% (415)	13.2% (63)		厳罰化志向	88.4% (2864)	11.6% (375)
	80代		87.0% (107)	13.0% (16)		わからない	60.6% (188)	39.4% (122)
			$\chi^2=19.723, df=6, **$		$\chi^2=220.19, df=3, ***$			
学歴	中卒		87.3% (837)	12.7% (122)	人間の本性	1 悪	90.0% (117)	10.0% (13)
N=3917	高卒		85.9% (1533)	14.1% (252)	N=3888	2	87.7% (150)	12.3% (21)
	短大卒		79.6% (356)	20.4% (91)		3	90.0% (359)	10.0% (40)
	大卒		80.7% (586)	19.3% (140)		4	86.4% (1096)	13.6% (172)
			$\chi^2=24.308, df=3, ***$			5	82.9% (663)	17.1% (137)
市郡規模	13 大市		81.3% (601)	18.7% (138)		6	85.2% (553)	14.8% (96)
N=3945	その他の市		85.6% (1945)	14.4% (328)		7 善	75.8% (357)	24.2% (114)
	町村		84.9% (792)	15.1% (141)	$\chi^2=46.646, df=6, ***$			
			$\chi^2=7.784, df=2, *$		被害経験	ない	84.4% (2554)	15.6% (471)
職業	上層ホワイト		75.7% (327)	24.3% (105)	N=3945	1 回経験	84.9% (744)	15.1% (132)
N=3884	下層ホワイト		85.3% (885)	14.7% (153)		2 回以上経験	90.9% (40)	9.1% (4)
	ブルーカラー		86.9% (775)	13.1% (117)	$\chi^2=1.486, df=2,$			
	農林漁業		90.8% (128)	9.2% (13)	市民の影響	賛成	88.8% (845)	11.2% (107)
	無職		84.4% (1165)	15.6% (216)	N=3860	どちらかといえば賛成	86.3% (1122)	13.7% (178)
			$\chi^2=34.069, df=4, ***$			どちらかといえば反対	82.1% (861)	17.9% (188)
世帯収入	平均よりかなり少ない		84.3% (332)	15.7% (62)		反対	77.5% (433)	22.5% (126)
N=3894	平均より少ない		86.6% (1105)	13.4% (171)	$\chi^2=42.248, df=3, ***$			
	ほぼ平均		84.1% (1480)	15.9% (280)	犯罪取締	多すぎる	80.2% (77)	19.8% (19)
	平均より多い		81.9% (345)	18.1% (76)	N=3892	適当	82.7% (930)	17.3% (194)
	平均よりかなり多い		86.0% (37)	14.0% (6)		少なすぎる	87.9% (1500)	12.1% (207)
			$\chi^2=6.638, df=4,$			わからない	81.0% (782)	19.0% (183)
信仰宗教	有		73.0% (267)	27.0% (99)	$\chi^2=27.689, df=3, ***$			
N=3895	無		85.8% (3027)	14.2% (502)	裁判所への信頼	とても信頼している	87.0% (696)	13.0% (104)
			$\chi^2=41.793, df=1, ***$		N=3907	少しは信頼している	83.0% (1703)	17.0% (349)
市民運動	参加		74.8% (89)	25.2% (30)		ほとんど信頼していない	86.9% (284)	13.1% (43)
N=3903	不参加		85.0% (3216)	15.0% (568)		わからない	85.4% (622)	14.6% (106)
			$\chi^2=9.251, df=1, **$		$\chi^2=9.269, df=3, *$			
注 : N は総有効回答数, n はカテゴリー別の有効回答数					警察への信頼	とても信頼している	86.6% (472)	13.4% (73)
#p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001					N=3916	少しは信頼している	84.2% (1898)	15.8% (356)
						ほとんど信頼していない	83.8% (664)	16.2% (128)
						わからない	86.2% (280)	13.8% (45)
					$\chi^2=2.908, df=3,$			

まず、仮説と密接な関連のある変数のうち、0.1%水準で有意な関連が認められた学歴、職業、信仰宗教、最近の判決、人間の本性、市民の影響力、犯罪取締、裁判所への信頼について述べる。学歴については、完全な線形の結果ではないが、高学歴になるほど死刑に

反対する割合が高くなる。職業については、上層ホワイト層の死刑に反対する者の割合が他の職業層の者に比べて顕著に高い。信仰宗教については、信仰している者はそうでない者の2倍近く死刑に反対する割合が高い。最近の判決については、非厳罰化志向の者および「わからない」と回答した者は他の2つの回答をした者と比べて死刑に反対する割合が高い。人間の本性については、完全な線形の結果ではないものの、「善」と信じる者ほど死刑に反対する割合が高くなる。市民の影響力（「自分のようなふつうの市民には、政府のすることに対して、それを左右する力はない」）については、「反対」と回答した者は「賛成」と回答した者の2倍以上死刑に反対する割合が高い。自分達の働きかけによって世の中が変えられると信じれば信じるほど、死刑に対して反対を表明する傾向が強まると考えられる。犯罪取締については、「多すぎる」および「わからない」と回答した者は他の2つの回答をした者よりも死刑に反対する割合が高い。

1%水準で有意な関連が認められた変数は、市民運動と政治意識である。市民運動については、参加している者は参加していない者に比べて死刑に反対にする割合が高い。政治意識については、思想が革新的な者ほど死刑に反対する割合が高くなっている。

5%の水準で有意な関連が認められたのは、裁判所への信頼のみである。裁判所への信頼については、「少しは信頼している」と回答した者が死刑に反対する割合がもっとも高い。しかし、「ほとんど信頼していない」と回答した者が死刑に反対する割合は低い。

世帯収入、被害経験、警察への信頼には統計的有意性が認められない。

4-2 ロジスティック回帰分析

ロジスティック回帰分析結果は、下表のとおりである。表示したのは参照カテゴリーを「賛成」とした時の「反対」のオッズ比と有意確率である。

表6. ロジスティック回帰分析結果

独立変数 (基準カテゴリー)	反対 Exp(B)	独立変数 (基準カテゴリー)	反対 Exp(B)
性別 (男性) 女性	1.422**	政治意識 (5 保守的)	1 革新的 1.297
年代別 (20 代) 80 代	.482*	2	1.331
70 代	.681#	3	1.168
60 代	.641*	4	1.024
50 代	0.857	最近の判決 (厳罰化志向)	非厳罰化志向 5.691***
40 代	0.941	適当	3.070***
30 代	.616*	わからない	5.998***
学歴 (高卒) 中卒	0.913	人間の本性 (7 善)	1 悪 .381**
短大卒	1.077	2	.506*
大卒	1.115	3	.388***
市郡規模 (その他の市) 13 大都市	1.193	4	.524***
町村	1.092	5	.687*
職業 (下層ホワイト) 上層ホワイト	1.626**	6	.627**
ブルーカラー	1.049	被害経験 (ない)	1 回経験 1.107
農林漁業	0.845	2 回以上経験	0.611
無職	1.301#	市民の影響力 (賛成)	反対 2.027***
世帯収入 (ほぼ平均) 平均よりかなり少ない	1.19	どちらかといえば反対	1.542**
平均より少ない	0.993	どちらかといえば賛成	1.183
平均より多い	1.113	犯罪取締 (共変量)	0.916
平均よりかなり多い	1.003	裁判所への信頼 (少しは信頼している)	とても信頼している .749*
信仰宗教 (無) 有	2.297***	ほとんど信頼していない	0.832
市民運動 (不参加) 参加	1.656#	わからない	0.829
定数	.145***	警察への信頼 (少しは信頼している)	とても信頼している 0.979
N	3546	ほとんど信頼していない	1.047
-2 対数尤度	2710.604	わからない	.665#
Nagelkerke R2 乗	0.166		
Hosmer と Lemeshow の検定	$\chi^2 = 6.382, df = 8, .605$		

注：N は総有効回答数、#p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001、参照カテゴリーは「賛成」である

仮説 1

信仰宗教については、諸変数の影響をコントロールしても、0.1%水準で有意な関連が認められた。信仰する宗教のある者はない者に比べて死刑に反対する確率が高い。市民運動については、10%水準で有意な関連が認められ、参加している者は参加していない者に比べて死刑に反対する傾向がある。政治意識については、統計的有意性が認められない。この結果からは宗教の教義を死刑反対の根拠としている者が非常に多いと考えられる。したがって、なんらかの信条（特に宗教）に従っている者が死刑に反対しやすいといえる。以上により、仮説 1 は棄却されない。

仮説 2

最近の判決については、諸変数の影響をコントロールしても、0.1%水準で有意な関連が認められる。いずれの回答をした者も厳罰化志向の者より死刑に反対する傾向があるといえるが、特に非厳罰化志向の者は厳罰化志向の者の 5 倍以上高い確率で死刑に反対と回答している。人間の本性については、もっとも善ととらえる者以外のオッズ比がいずれもかなり低い。しかも、いずれのカテゴリーにおいても統計的有意性が認められる。これによ

り、限りなく他人の善意を信じる者は死刑に反対する傾向があるといえるだろう。被害経験に関しては、諸変数の影響をコントロールしても、統計的有意性が認められない。被害のテーゼは、JGSSデータにおいても妥当しないといえるだろう。以上の結果から、仮説2は棄却されない。

仮説3

職業については、無職において、10%水準で有意な関連が認められる。これにより、無職の者は死刑に反対しやすいといえる。世帯収入（「平均よりかなり少ない」）については、諸変数の影響をコントロールしても、統計的有意性が認められない。これにより、仮説3は無職の者に限定して部分的に採択される。

仮説4

クロス表分析では統計的有意性が認められた学歴は、諸変数の影響をコントロールすると、有意な関連が認めらなくなる。職業については、諸変数の影響をコントロールしても上層ホワイトにおいては1%水準で有意な関連が認められるため、上層ホワイト層は死刑に反対する確率が高いといえる。最近の判決については、前述したとおり非厳罰志向の者が死刑に反対しやすいことはわかったが、「わからない」と回答した者にも0.1%水準で有意な関連が認められ、かつオッズ比が非常に高いことに注意する必要がある。つまり、現行の裁判制度に対して批判的な者とそれほど関心を示さない者の両極端な態度を示す者たちが死刑反対者層を形成していると考えられるのである。市民の影響力については、「反対」および「どちらかといえば反対」において0.1~1%水準で有意な関連が認めらることから、自分たちの働きかけによって政治を動かせるという信念から積極的に社会参加を心がけている者が死刑に反対しやすいと考えられる。犯罪取締については、諸変数の影響をコントロールすると統計的に有意な関連が認められなくなる。裁判所への信頼については「とても信頼している」に5%水準で、警察への信頼については「わからない」に10%水準で有意な関連があり、死刑賛成者と比較すれば裁判所を盲信せず、警察の動向に無関心ではないと考えられるが、どちらの「ほとんど信頼していない」においても統計的有意性が認められない。以上により、わが国の死刑反対者は、社会参加には積極的ではあるが、知識に基づいて死刑反対論を展開する傾向にないと考えられる。したがって、仮説4は棄却される。

5 考察

以上の分析結果から、裁判員制度導入以前においては無職の者、あるいはなんらかの宗

教や思想を信奉し、積極的な社会参加を心がけ、人間の本性が善であると信じ、他人に対して寛容で、理解を示すタイプの人間が現行の死刑制度に反対しやすいことがわかった。しかしながら、彼らの主張の多くは死刑制度反対の合理的根拠となりうる知識を重んじているものとはいえない。

死刑反対者がみずからの意思を貫通する、つまり最高裁判決で合憲とされている死刑制度を撤廃させるには、客観的にみて正当な主張根拠をもって議論に挑み、論敵である多数派の死刑賛成者をも納得させなければならない。それゆえ、知識ではなく、もっぱら個人の信仰心や良心を主張の根拠としていた裁判員制度導入以前の死刑反対者にとっては、死刑制度撤廃はかなり困難な課題であったと想像される。

裁判員制度が導入された現在、死刑制度に関する情報は「裁く」立場におかれた国民の要請にこたえるように、増大しつつある。国民の死刑に関する知識量が増えれば、Marshallの仮説にしたがって死刑反対者も増加すると予想される。とりわけ、死刑制度に対する回答者の態度変容に関して実証的な裏付けのある誤認逮捕や誤判の可能性の示唆⁽⁴⁴⁾が国民に対してもっと頻繁になされるようになれば、それらは誰の身にでも起こりうるものとして危惧の対象となるであろうし、あるいはまた「裁く」立場におかれた者は、冤罪の者をも裁かなければならないことを念頭におかざるをえなくなるであろう。その意味で、誤認逮捕や誤判の発生可能性は、現在のところもっとも客観的妥当性を有する死刑反対の根拠といえるであろう。

死刑制度の賛否に関する議論が本格的に開始するのは、死刑反対者みずからが死刑に関する知識を存分に身につけてからである。

<謝辞>

日本版General Social Surveys (JGSS) は、大阪商業大学比較地域研究所が、文部科学省から学術フロンティア推進拠点としての指定を受けて(1999-2003年度)、東京大学社会科学研究所と共同で実施している研究プロジェクトである(研究代表：谷岡一郎・仁田道夫、代表幹事：佐藤博樹・岩井紀子、事務局長：大澤美苗)。東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJデータアーカイブがデータの作成と配布を行っている。

〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センターSSJデータアーカイブからJGSSの個票データの提供を受けました。

⁽⁴⁴⁾ Unnever and Cullen 2005

参考文献

- Acker, J. A., 1985, "Mandatory capital punishment for the life term inmate who commits murder. Judgment of fact and value in law and social sciences", *Criminal and Civil Confinement*, 11: 267-327.
- Amnesty International, 1991, *Japan, The death penalty and the need for more safeguards against ill-treatment of detainees*, Amnesty International Secretariat. (=1991, 辻本義男・寺中誠訳, 『日本の死刑廃止と被拘禁者の人権保障 日本政府に対する勧告』, 日本評論社.)
- , 2001, 「死刑廃止ニュース」. (http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryou/dp_news/0106.html, 2009. 8. 29).
- , 2009, "Abolitionist and retentionist countries". (<http://www.amnesty.org/en/death-penalty/abolitionist-and-retentionist-countries>, (August 29, 2009).
- Applegate, B. K., 1997, *Specifying public support for rehabilitation: A factorial survey approach*. Unpublished dissertation, Univ. of Cincinnati.
- Bobo, L. and Johnson, D., 2004, "A taste for punishment: Black and White Americans' Views on the death penalty and the War on the drugs", *Du Bois Review*, 1: 151-180.
- Cochran, J. K. and Chamlin, M. B., 2005, "Can information change public opinion? Another test of the Marshall hypotheses", *Journal of Criminal Justice*, 33: 573-584.
- Cochran, J. K., Chamlin, M. B. and Sanders, B. 2006, "Profiles in Change: An alternative look at the Marshall Hypotheses", *Journal of Criminal Justice Education*, 17: 205-226.
- Cullen, F.T., Fisher, B. S. and Applegate, B. K., 2000, "Public opinion about punishment and corrections, *Crime and justice: A review of research*, 27: 1-27.
- Dezhbakhsh, H. and Shepherd, J. M., 2006, "The deterrent effect of capital punishment: Evidence from a 'judicial experiment'", *Economic Inquiry*, 44 (3) : 512-535.
- Ellsworth, P. C. and Ross, L., 1983, "Public opinion and capital punishment: A close examination of the views of Abolitionists and Retentionist", *Crime and Delinquency*, 29 (1) : 116-169. (=1984, 明治大学犯罪学研究室訳, 「死刑と世論——廃止論者と存置論者の精細な調査」『法律論叢』56 (6) : 87-127.)
- Furman v. Georgia, 1972, 408U.S.153.
(http://www.law.cornell.edu/supct/html/historics/USSC_CR_0408_0238_ZS.html, December 3, 2009).
- 藤吉和史・松井千秋・港和夫, 1990, 「世論調査における死刑——公正な情報を与えられない日本の国民」『法学セミナー増刊 総合特集シリーズ』日本評論社, 150-157.
- Hood, R. G., 1989, *The death penalty : a world-wide perspective : a report to the United Nations committee on crime prevention and control*, Oxford University Press. (=1990, 辻本義男訳, 「国連犯罪防止・犯罪統制委員会報告書 世界の死刑」成文堂).
- 井上薫編, 1999, 『裁判資料 死刑の理由』作品社.
- 石井将智, 2004, 「人間観と厳罰観について」, 『JGSS研究論文集 [3]』東京大学社会科学研究所, 215-226.
- 石塚伸一編, 2003, 『国際的視点から見た終身刑 死刑代替刑としての終身刑をめぐる諸問題』龍谷大学矯正・保護研究センター叢書2, 成文堂.
- 石塚伸一, 2008, 「刑事裁判における被害者の役割 裁判員、被害者参加そして死刑」『現代思想』青土社, 36: 84-98.
- 伊藤公雄・木下誠編, 1992, 『こうすればできる死刑廃止：フランスの教訓』インパクト出版会.
- Johnson, D. T., 2007, "Where the state kills in secrete: capital punishment in Japan", (=2007, 菊田幸一訳, 「秘かに人を殺す国家——日本の死刑 (上)」, 「秘かに人を殺す国家——日本の死刑 (下)」『自由と正義』日本弁護士連合会, 58 (9) : 111-127, 58 (10) : 91-108).
- 加藤俊治, 2000, 「死刑に関する総理府の世論調査について」『判例タイムズ』51: 26-33.
- 菊田幸一, 1987, 「死刑と世論」『明治大学社会科学研究所紀要』明治大学社会科学研究所, 25: 21-29.
- 無限回廊, 2009, 「死刑確定囚」. (<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/knight9/sikeikakutei.htm>, 2009.8.29).
- 内閣府大臣官房政府広報室, 1999, 「基本的法制度に関する世論調査」.
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h11/houseido/index.html>, 2009.8.29).

- 西村春夫, 1993, 「『死刑と世論』 菊田幸一編著」『明治大学社会科学研究所紀要』明治大学社会科学研究所, 32: 165-167.
- 大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所編, 2007, 『基礎集計表・コードブックJGSS-2005』大阪商業大学比較地域研究所, 199-205.
- Payne, B. K. et al., 2004, "What drives punitive beliefs? Demographic characteristics and justifications for sentencing", *Journal of Criminal Justice*, 32: 195-206.
- Pew Research Center, 2009, "Report 1: Religious Affiliation", (<http://religions.pewforum.org/reports> , November 28, 2009).
- Sakamoto, A. et al., 2003, "Does the media coverage of capital punishment have a deterrence effect on the occurrence of brutal crimes?: An analysis of Japanese time-series data from 1959 to 1990", Yang, K. et al. eds. *Progress in Asian social psychology: Conceptual and empirical contributions*. Westport, CT: Praeger.: 277-290.
- Sampson, R. and Bartusch, D. J., 1998, "Legal cynicism and (subcultural?) tolerance of deviance: The neighborhood context of racial differences", *Law and Society Review*, 32: 777-804.
- Sellin, T., 1977, "The death penalty: Retribution or Deterrence?", *UNAFEI Resource Material Series*, 13: 41-52.
- Soss, J. et al., 2003, "Why do white Americans support the death penalty?", *Journal of Politics*, 65 (2) : 397-421.
- Stack, S., 2000, "Support for the death penalty: A gender-specific model", *Sex Roles*, 43: 163-179.
- , 2003, "Authoritarianism and support for the death penalty : A multivariate analysis", *Sociological Inquiry*, 66: 267-284.
- 東京弁護士会人権擁護委員会, 1994, 「死刑存廃問題に関する東京東京弁護士会会員アンケート 調査報告書」東京弁護士会人権擁護委員会刑法「改正」問題対策特別委員会.
- 辻本義男, 1990, 「死刑制度に関する意識調査」『現代の諸問題とその分析Ⅲ』中央学院大学総合科学研究所, 3: 83-110.
- Unnever, J.D. and Cullen, F.T., 2005, "Executing the innocent and support for capital punishment: implications for public policy", *Criminology & Public Policy*, 4: 3-37.
- , 2006, "Are Christian fundamentalists radical supporters of capital punishment ?", *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 43: 169-197.
- , 2007, "The racial divide in support for the death penalty: Does white racism matter? , " *Social Forces*, 85: 1281-1301.
- Unnever, J.D., Cullen, F.T. and Bartkowski, J.P., 2006, "Images of God and public support for Capital Punishment: Does a close relationship with a loving God matter?", *Criminology*, 44: 835-866.
- Unnever, J.D., Cullen, F.T. and Fisher, B. S., 2007, "A liberal is someone who has not been mugged': Criminal victimization and political beliefs", *Justice Quarterly*, 24 (2) : 309-334.
- Unnever, J.D., Cullen, F.T. and Roberts, J. V., 2005, "Not everyone strongly supports the death penalty: Assessing weekly-held attitudes about capital punishment", *American Journal of Criminal Justice*, 29 (2) : 187-216.
- 吉田智弥, 2004, 「死刑と世論 死刑肯定と減刑嘆願のアナロジー」『現代思想』青土社, 32 (3) : 162-168.
- Young, R. L., 2000, "Punishment at all costs: On religion, convicting the innocent and supporting the death penalty", *William & Mary Bill of Right Journal* 9: 237-246.

(やまもと ひろこ 博士後期課程)

An Analysis of the Japanese Public Opinion on the Death Penalty before the Introduction of the Saiban-in System: About the Grounds for Opposition to the Death Penalty Based on JGSS Cumulative Data (2000-2001)

Hiroko YAMAMOTO

The purpose of this paper is to examine statistically the types of actual facts the abolitionists' assertions are grounded, and see whether they could argue rationally and reasonably enough to persuade their opponents before the introduction of the Saiban-in system in Japan. I apply logistic regression analysis using JGSS cumulative data (2000-2001).

Japan is a retentionist developed country like the USA. While the use of capital punishment is generally accepted in Japan, there are a few opponents of the death penalty who have one or more grounds for their assertions.

I identified four types of grounds for opposition to the death penalty which have been found in the results of previous studies, and then framed four hypothesis (H1,H2,H3,H4) corresponding to the four types of grounds.

For this logistic regression analysis, sex, age, educational background, the size of residential municipality, family income, job – following the classification of the Social Stratification and Social Mobility Survey (SSM) – are used as controlled factors. In addition, I also examine H1 (factors related to belief), H2 (factors indicating generosity toward the criminal), H3 (factors related to a socially vulnerable subject), and H4 (factors related to knowledge about the death penalty).

The result of this analysis shows that the person who is prone to opposition to the death penalty has strong beliefs and is generous toward the criminal, but not critical of the Establishment and not eager to be informed. And if that person really desires to abolish the death penalty, he/she needs to be much more informed of the death penalty than his/her opponent.